

「札幌オリンピックミュージアムシアター更新業務」に係る公募型企画競争を実施するので、下記のとおり告示する。

令和 7 年（2025 年）5 月 1 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 担当部局

〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 1 丁目 1 番地 7 ORE 札幌ビル 9 階
札幌市スポーツ局スポーツ部施設課 電話 011-211-3045

2 公募型企画競争（プロポーザル）に付する事項

(1) 業務名

札幌オリンピックミュージアムシアター更新業務

(2) 成果品の納入場所

〒064-0958 札幌市中央区宮の森 1 2 7 4 番地

札幌オリンピックミュージアム

(3) 業務内容

札幌オリンピックミュージアム 1 階に設置されたウィンタースポーツシアター内の映像・音響機器類の故障や不具合の解消、映像内容の刷新を目的とし、シアター内の映像・音響機器類の更新及び新規映像制作等の業務を行う。

(4) 履行期限

契約締結の日から令和 8 年 1 月 30 日（金）まで

3 参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 4 年度～令和 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）（以下「参加資格者名簿」という。）において、業種大分類「役務（一般サービス）」、中分類「映画・ビデオ制作業、放送業」及び「その他サービス業」に登録されている者であること。

(3) 以下のアからエまでの要件を満たす者であること。

ア 事業協同組合等の組合がこの企画競争に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での参加を希望していないこと。

イ 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続き開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。

ウ 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

エ 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者に該当しない者であること。

4 手続等

(1) 企画競争の参加に必要な書類の交付

令和 7 年 5 月 1 日（木）から下記ホームページにて公開

<https://www.city.sapporo.jp/sports/keiyaku/documents/ippan2024/proposal5.html>

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出方法 持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は簡易書留とする。

イ 提出期間 令和 7 年 5 月 23 日（金）17 時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

ウ 提出時間 9 時 00 分から 17 時 00 分まで

エ 提出場所 上記 1 のとおり

5 審査

(1) 一次審査（書類審査）

提出された企画提案を選定委員会により書類審査する。一次審査通過の企画提案は、5 件とする。一次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者全員に文書で通知する。応募件数が 5 件以下の場合は一次審査を省略する。

(2) 最終審査（ヒアリング）

選定委員会において、一次審査を通過した企画提案に対しヒアリングを実施する。この最終審査により、契約候補者を選定する。

6 その他

詳細は提案説明書による。